

2017年（平成29年）7月31日

神戸刑務所長 殿

大阪弁護士会

会長 小原正敏

警告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、人権侵害の事実があったとして、適切な救済を求める旨の申立がありました。当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、著しい人権侵害があると認めましたので、以下のとおり警告します。

第1 警告の趣旨

貴所は、収容者に適切な医療を受けさせる義務を負うところ、血便・下痢等の症状を訴えていた申立人に対し、一定の投薬等の治療をしても症状が改善せず、むしろ悪化し、直腸がん等の重篤な疾患等が疑われるような状況にあり、申立人本人からも繰り返し適切な診療等を求められていたにもかかわらず、申立人に対して適切な検査・治療を受けさせなかった。

よって、当会は、貴所に対し、二度と同様の事態が生じることのないよう、適切な医療体制の構築を行うなど、収容者の適切な医療を受ける権利が守られるような措置を講じるよう警告する。

第2 警告の理由

1 認定した事実

申立人の下痢や血便等の症状の訴えに対し、貴所が、数度の医師による診察や便培養検査を実施したこと、及び、痔治療薬、整腸薬、消化管運動調律剤を処方したことは認められる。

しかしながら、申立人が、収容期間である約1年半を通じて、継続的に貴所に対して血便や下痢の症状を訴えたのに対して、診察や薬の処方によって、申立人の症状が改善した事実は認められない。さらに、医師の診断及び処方された薬は、直腸がんと無関係のものであり、貴所が実施したとする便培養検査とは、がん検診に用いられるものではない（細菌の有無、菌量及び菌種を調べる検査であり、感染性腸炎、赤痢、腸結核等の診断に用いられるものである）。このように、貴所において、申

立人に対して、何らがんについての検査や治療が施されたことはない。

申立人は、貴所出所後まもなく、病院で診察を受けたところ、全周性の直腸がんが触知された。腹部造影CTの読影では直径7センチほどの異常な壁肥厚部がみられ、リンパ節の腫れも確認された。そこで、実施された、大腸内視鏡検査及び生検の結果、リンパ節への転移が認められる直腸がんのステージ3Bとの診断であり、当日、緊急入院が決定され、直腸を切除し、一時的な人工肛門を作る手術が必要となった。担当医の所見によれば、「手遅れではないが、早期（発見）でもない」状態であり、粘膜外に浸潤している状態で、内視鏡のみの手術は困難な状態であった。

その後、申立人は、結腸・直腸切除及び人口肛門設置の手術を受けた。手術時の腫瘍は8センチメートル、リンパ節転移が一部認められ、肝転移は認められない状態であった。申立人は、この、がん切除の影響で射精不全となり、また、手術後約5ヶ月間、抗がん剤治療を受けた（なお、申立人は、その後、逮捕され、抗がん剤治療を継続することができない状況となったが、本来であれば、より長期間継続的に治療を受ける必要があった。）。

申立人は、手術後約半年で人工肛門を外したが、排便障害を生じ、現在は、一日に何度も便を漏らしてしまう状態となっている。

2 当会の判断

(1) 適切な医療を受ける権利

すべての国民が、自らの健康を保持し生命を維持するために、必要かつ適切な医療を受ける権利を有することは、憲法第13条及び第25条、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）第12条第1項（「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」）などによって、明らかである。

刑事施設に収容されている者であっても、この点で一般国民と異なる取扱いが許されるものではない。市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）第10条第1項が、「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して取り扱われる」ことを規定している以上、被収容者も医療を受ける権利を有することは明らかである。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条が「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者

の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする」と規定しているのも、この趣旨である。

しかし、刑事施設内においては自由が制限された集団生活であることから、一般の市民のように医療機関を選択する、あるいは自己の症状や都合に合わせて診察することは不可能である。

したがって、刑事施設長には、被収容者が適切な医療を受けられるようにそこに所属する刑務官や医師の管理監督等を通じて、配慮すべき義務があるというべきである。

(2) 適切な医療を受ける権利の侵害

申立人の年齢（当時41歳）からすれば、本件で問題となっているがんの発症時期を厳密に特定することまでは困難である。しかしながら、大腸がんの症状として、下痢や便秘、血便、便が細くなる、というものがあるところ、申立人は、同様の症状を訴えていたことからして、貴所に収容されている間に大腸がんが進行していたと考えて矛盾しない。むしろ、出所後に発症した大腸がんが、病院で検査を受けるまでの僅か1ヶ月の間にステージ3Bまで進行することは考えにくく、収容されている間に、大腸がんが進行していた可能性が非常に高い。

申立人の訴えていた症状及び実施した診断後の経過からすれば、消化器官の異常が当然に疑われるべきであって、このような場合、刑務所外での専門医の診察や造影検査、内視鏡検査、超音波検査を受けさせる等の方法が検討されるべきであったといえる。

ところが、上記認定のとおり、申立人は、相当回数及び相当期間にわたり、刑務所側に上記のような症状を訴えていたにもかかわらず、何ら必要な検査及び治療がされていない。したがって、貴所内での取扱いは、適切な医療を受ける権利を著しく侵害するものである。

(3) 結果が重大であること

申立人は、貴所を出所した後、直ちに病院を訪れ、緊急入院及び手術となり、人工肛門を設置している。腫瘍も手術時には8センチメートル、リンパ節転移が見られる状態であった。申立人が症状を訴えていた平成23年5月から、出所日である平成24年11月まで、約1年半もの期間、がんが発症し、放置されていたことにより、病状が重くなった可能性が非常に高い。

また、申立人は、手術によって射精不全となり、さらに約半年間人工肛門を装着して生活することとなり、抗がん剤治療を受けてきた。また、

排便障害を生じ、現在では、一日に数度は大便を漏らしてしまうような状態での生活を余儀なくされている。このように、申立人の身体には重大な結果が生じている。

3 結論

以上のように、申立人が血便・下痢等の症状を訴え続けており、当該症状が約1年半にもわたり継続している状況であって、一定の投薬等の治療をしても症状が改善せず、むしろ悪化し、大腸がん等の重篤な疾患等が疑われるような本件の状況下において、申立人が何度も適切な診療等を訴えているにもかかわらず、適切な検査・治療を怠った貴所の懈怠は、申立人の医療を適切に受ける権利という人権を著しく侵害するものと言わざるを得ない。そして、上記懈怠によって発生した結果の重大さに加え、外部の専門医に検査を受けさせたりすることがそれほど大きな負担でないこと、他の収容者においても同様の権利侵害のおそれがあることも総合的に判断し、上記警告の趣旨記載のとおり警告する。

以上